

物 件 番 号		所 在 地	枚方市長尾東町2丁目4522番7			
1						
面 積	登 記 簿	100.87 m ²	登 記 地 目	宅地		
	実 測	100.87 m ²				
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し			
		負担の内容	—			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域 区 分	市街化区域			
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域			
		その他の地域地区	第一種高度地区			
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%	
	その他の制限	・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制				
交 通 機 関		JR片町線 長尾駅 東方約340m				
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況				
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)			
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)			
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)			
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)			
1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。						
2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)						
3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)						
4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。						
5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。						
6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。						
7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。						
8. 本物件の有効宅地面は、南西方道路より約1m低い位置に、北西方道路より約0.7m高い位置にあります。						
9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。						
10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。						

11. 地下埋設物調査、土壤汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
- なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壤汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
15. 本物件敷地外の歩道側転落防止柵の移設及び撤去については、道路河川管理課と協議が必要です。
16. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
18. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
19. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格

5, 200, 000円

物 件 番 号		所 在 地		①枚方市長尾東町2丁目2721番5	
2				②枚方市長尾東町2丁目2721番6	
面 積		登 記 簿	67.86 m ²	登 記 地 目	①②④宅地
		実 測	67.86 m ²		③雑種地
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	—		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域 区 分	市街化区域		
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%
	その他の制限	・斜線制限(道路及び北側斜線制限)			
		・日影規制			
交 通 機 関		J R 片町線 長尾駅 東方約320m			
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉・擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。					
2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)					
3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)					
4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。					
5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。					
6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。					
7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。					
8. 本物件④の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています(世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です。)。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。					

9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。
10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件敷地外の歩道側転落防止柵の移設及び撤去については、道路河川管理課と協議が必要です。
15. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
16. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
18. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	3, 6 6 0, 0 0 0 円
---------	-------------------

物 件 番 号		所 在 地		枚方市長尾東町2丁目2722番11	
3					
面 積	登 記 簿	64.73 m ²		登 記 地 目	宅地
	実 測	64.73 m ²			
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	—		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域 区 分	市街化区域		
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%
	その他の制限	・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制			
	交 通 機 関		J R 片町線 長尾駅 東方約320m		
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。 2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411) 3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438) 4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。 5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。 6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。 7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。 8. 本物件の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています(世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です。)。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。 9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。					

10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
15. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
16. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
18. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	4, 0 4 0, 0 0 0 円
---------	-------------------

物 件 番 号		所 在 地		①枚方市長尾東町2丁目4521番 8	
4				②枚方市長尾東町2丁目4521番 9	
				③枚方市長尾東町2丁目4521番10	
				④枚方市長尾東町2丁目4521番11	
				⑤枚方市長尾東町2丁目4521番43	
				⑥枚方市長尾東町2丁目4521番44	
面 積	登 記 簿	266.11 m ²		登 記 地 目	宅地
	実 測	266.11 m ²			
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約7m、歩道幅員約4.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	—		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域 区 分	市街化区域		
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%
	その他の制限	・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制			
交 通 機 関		J R 片町線 長尾駅 東方約270m			
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。					
2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)					
3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)					
4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。					
5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。					
6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。					

7. 本物件の東側の擁壁（次頁位置図参照）上に隣接地（歩道）との境界がありますが、一部市有地内の擁壁も含めての引渡しとなります（申込者には土地売買契約締結と同時に擁壁を受領する旨の確認書を提出していただきます。）。当該擁壁は、宅地用擁壁ではなく、道路用擁壁です。関係図面等は道路河川整備課（050-7102-6520）で閲覧できますので、土地購入希望者は事前に引渡しの範囲や条件等の詳細について確認、了承した上で申込んでください。また、本物件の北西側に開発時に造られたと思われる擁壁、及び当該擁壁下に雨水排水溝がありますが（次頁位置図参照）、これらに関する資料はありません。

上記の擁壁・雨水排水溝を含む構造物について、開発・建築行為の有無にかかわらず、補修、再築造、撤去または一部撤去、その他安全対策等が必要になった場合は、買主が自己負担により行ってください。

8. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。

9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課（050-7102-6510）にお問い合わせ下さい。

10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。

11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。

なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。

12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。

13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。また、従前の住宅の外構等の一部（門柱、ブロック塀、フェンスなど）が残存していますが、全て現状のまま引渡しとなります。

14. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。

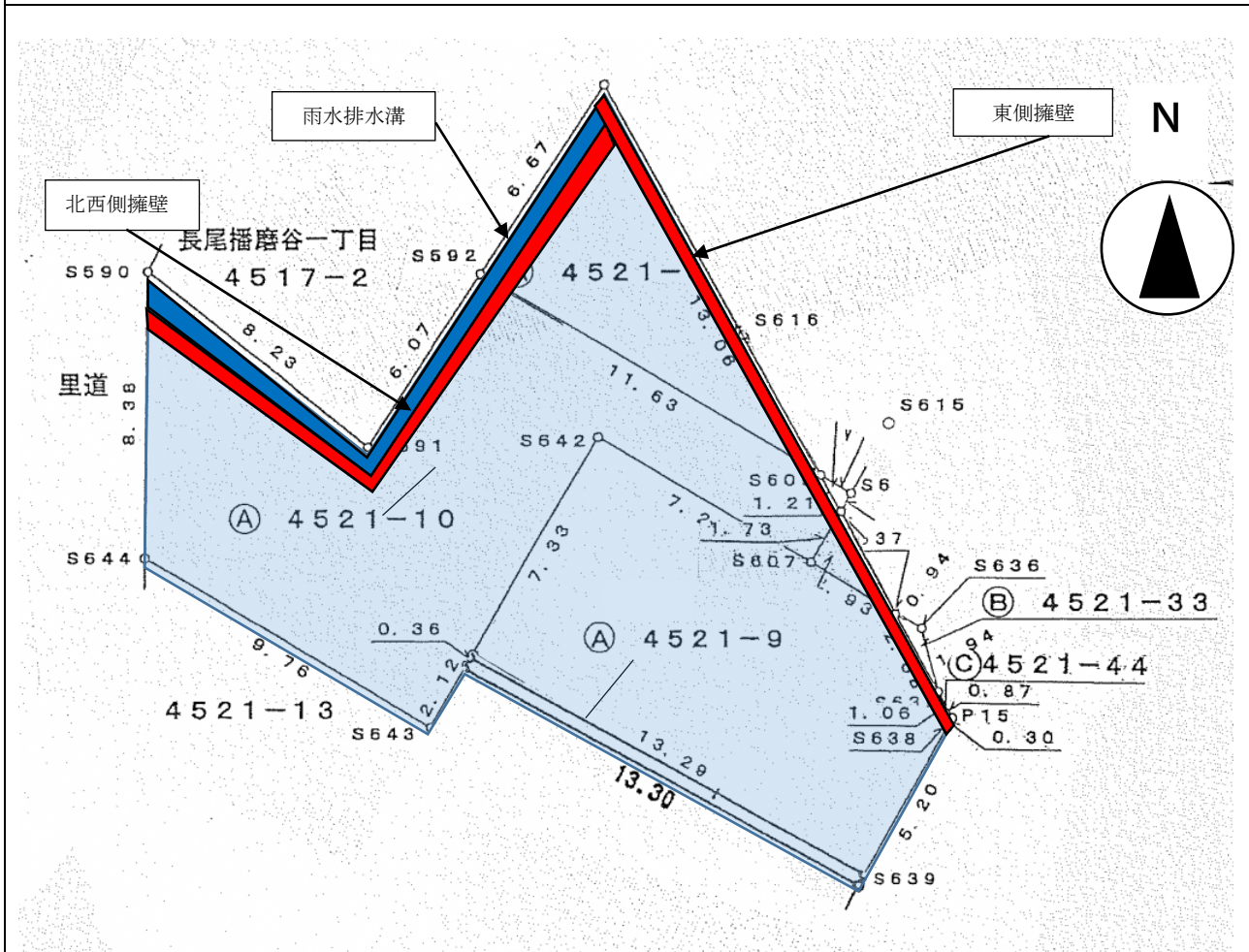
15. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。

16. 本物件は、土地売買契約書第12条の規定により特定の用途には使用できません。

17. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	10,500,000円
---------	-------------

物件番号4 擁壁・雨水排水溝位置図



物 件 番 号		所 在 地		枚方市長尾東町2丁目4521番21	
5					
面 積	登 記 簿	36.35 m ²	登 記 地 目	宅地	
	実 測	36.35 m ²			
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約7m、歩道幅員約4.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	—		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域 区 分	市街化区域		
		用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%
	その他の制限	・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制			
	交 通 機 関		J R 片町線 長尾駅 東方約280m		
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。 2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411) 3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438) 4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。 5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。 6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。 7. 本物件の東側の擁壁上に隣接地(歩道)との境界がありますが、一部市有地内の擁壁も含めての引渡しとなります(申込者には土地売買契約締結と同時に擁壁を受領する旨の確認書を提出していただきます。)。当該擁壁は、宅地用擁壁ではなく、道路用擁壁です。関係図面等は道路河川整備課(050-7102-6520)で閲覧できますので、土地購入希望者は事前に引渡しの範囲や条件等の詳細について確認、了承した上で申込んでください。 上記の擁壁を含む構造物について、開発・建築行為の有無にかかわらず、補修、再築造、撤去または一部撤去、その他安全対策等が必要になった場合は、買主が自己負担により行ってください。					

8. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。
9. 本物件の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています（世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です。）。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。
10. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。
11. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
12. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
13. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
14. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
15. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
16. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
18. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
- 19 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	1, 3 1 0, 0 0 0 円
---------	-------------------